

ひょうご五国交流バスツアー支援事業 <Q&A>

<“五国”について>

Q1 五国とはどこの地域を指しますか？

A1 次の表のとおりとします。

国名	対象市町
摂津	神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町
播磨	明石市・加古川市・西脇市・三木市・高砂市・小野市・加西市・加東市・多可町・稲美町・播磨町・姫路市・相生市・たつの市・赤穂市・宍粟市・福崎町・神河町・市川町・太子町・上郡町・佐用町
但馬	豊岡市・香美町・新温泉町・養父市・朝来市
丹波	丹波市・丹波篠山市
淡路	淡路市・洲本市・南あわじ市

<訪問先について>

Q2 五国のうち二国以上巡るにあたり、発着地は含まれますか？

A2 “発地”は含めていただいても構いません。ただし、「県内観光施設」の訪問先には含めないこと。

Q3 要件に「二国以上を巡る」とありますが、通過の場合も含まれますか？

A3 通過は一国に含みません。観光施設に立ち寄ってください。

Q4 訪問する観光施設には、有料施設を含める必要がありますか？

A4 必要ありません。有料・無料は問いません。

Q5 観光施設を訪問するにあたり、対象施設は定められていますか？

A5 定めておりません。なお、参考にされる場合は「ひょうごツーリズムバス」事業の対象施設をご覧ください。

https://www.hyogo-tourism.jp/files/bus/O5_bus2021_C.pdf

<助成要件について>

Q6 募集型旅行、受注型旅行、手配旅行や貸切バス旅行はいずれも対象になりますか？

A6 いずれの場合も、県内旅行社にて造成されれば対象となります。

Q7 本社は兵庫県外、支店は兵庫県内ですが、申請可能ですか？

A7 申請者の所在地が兵庫県内であれば申請可能です。

Q8 学校行事の申請も可能ですか？

A8 スポーツ合宿、修学旅行など、いずれも可能です。

Q9 他の助成制度との併用は可能ですか？

A9 可能です。ただし、バス料金の助成を受けるものについては重複不可とします。

Q10 参加人数に下限はありますか？また、申請バス台数に上限はありますか？

A10 いずれも下限、上限はありません。ただし、多くの事業者にご利用いただくため、偏りのないよう対応いたします。あらかじめご留意ください。

<申込みについて>

Q11 交付決定は先着順ですか？

A11 先着順ではありません。当制度を広く利用いただくため、一定の事業者には偏りが出ないように調整して交付を決定します。

Q12 当制度はいつまで実施予定ですか？

A12 令和4年3月31日まで実施予定ですが、予算が無くなり次第終了とします。

Q13 交付申請書を2枚提出する場合、「誓約書」は何枚必要になりますか？

A13 申請書の枚数分が必要になります。この場合2枚必要です。

Q14 実施期間が2か月以上にまたがる場合、申請書は何枚必要になりますか？

A14 月単位でお申込みください。2か月なら2枚、3か月なら3枚提出してください。

例) 8月～9月にかけて催行する場合

→8月分、9月分と月単位で申請してください。

Q15 チラシ・パンフレット等が作成途中のため、送付できません。

A15 前年度作成分、作成途中の原稿等、ツアーの行程がわかるものを添付してください。

なお、完成後は正本を送付してください。